

兵庫県パートナーシップ制度

下線:意見等を踏まえ反映した箇所
 青字:修正前の箇所
 赤字:修正後の箇所

修正前	修正後
<p>(P1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>少子高齢化となり</u>、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安が<u>顕在化しています</u>。 ➢ この制度に法的効果はありませんが、そのような困りごとや不安の解消につながり、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す<u>ものです</u>。 ➢ 既に県内市町(16市1町)でパートナーシップ制度が導入されており、<u>県全体</u>での導入への要望も寄せられています。 <p>※ 日常生活の困りごとや不安の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、<u>手続や付き添いを拒否される</u>。 ・ 公営住宅の<u>入居申込み</u>で同居親族でないと<u>拒否される</u>。 ・ パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。 ・ パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。 ・ 自分たちの<u>存在</u>が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。 	<p>(P1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>様々な特性や背景を抱える人を含めたすべての人が生きがいを持って、各々の能力を發揮できるダイバーシティ&インクルージョン(※1)の社会が求められています</u>。 ➢ この制度に法的効果はありませんが、<u>法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安(※2)を解消し、この制度の周知、多様な性に関する県民への啓発等を通じて、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指します</u>。 ➢ 既に県内市町(16市1町)でパートナーシップ制度が導入されており、<u>県制度</u>での導入の要望も寄せられています。 <p>※1 <u>ダイバーシティ&インクルージョン</u> 年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限發揮し活躍できること</p> <p>※2 日常生活の困りごとや不安の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、<u>手続や付き添いを拒否される</u>。 ・ 公営住宅は同居親族でないと<u>入居できない</u>。 ・ パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。 ・ パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。 ・ 自分たちの<u>関係</u>が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。

修正前	修正後
<p>(P2)</p> <p>1 制度の対象 互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係にある二人 ※性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性自認)は問いません。性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルを対象とします。 ※希望に応じて、パートナーシップ制度届出受理証明書(以下「受理証明書」という)に子どもや親等の氏名を記載できます。</p> <p>2 届出手続 原則、電子申請や郵送で手続きが可能とし、仕事を休めない方や遠方にお住まいの方の利便性を図ります。</p> <p>3 対象の地域 県内のどの地域にお住まいの方でも利用できる制度とします。市町制度が導入されている地域にお住まいの方も、県の制度を利用できます。</p> <p>4 自治体間連携の推進 制度の相互利用や転居時の手続簡素化等、他自治体との連携について検討・調整を進めます。</p>	<p>(P2)</p> <p>1 制度の対象 互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係にある二人 ※性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティは問いません。性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルを対象とします。 ※希望に応じて、パートナーシップ制度届出受理証明書(以下「受理証明書」という)に子どもや親等の氏名を記載できます。</p> <p>2 届出手続 原則、電子申請や郵送で手続きが可能とし、仕事を休めない方や遠方にお住まいの方の利便性を図ります。</p> <p>3 対象の地域 県内のどの地域にお住まいの方でも利用できる制度とします。</p> <p>4 自治体間連携の推進 他自治体の理解・協力を得ながら、連携について検討・調整を進めます。</p>

修正前		修正後	
(P3)		(P3)	
届出の要件	<p>以下の条件を全て満たしていること</p> <p>① 成年に達していること(満18歳以上)</p> <p>② いずれか一方は兵庫県内に住所を有し、または兵庫県内への転入を予定していること</p> <p>③ 配偶者がいないこと</p> <p>④ 届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係にないこと</p> <p>⑤ 民法第734条から736条の規定に定める婚姻できない近親者(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族)でないこと</p> <p>※ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く</p>	届出の要件	<p>以下の条件を全て満たしていること</p> <p>① 成年に達していること(満18歳以上)</p> <p>② いずれか一方は兵庫県内に住所を有し、または兵庫県内への転入を予定していること</p> <p>③ <u>民法における</u>配偶者がいないこと</p> <p>④ 届出しようとする相手方以外の者との間にパートナーシップの関係にないこと</p> <p>⑤ 民法第734条から736条の規定に定める婚姻できない近親者(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族)でないこと</p> <p>※ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く</p>
(P4)		(P4)	
手続概要	<p>1. 制度対象である二人が、知事に対して、必要書類を添えて、パートナーシップの関係にあることを届出</p> <p>2. 知事は、届出がされたことを証明する受理証明書を発行</p> <p>3. 受理証明書は<u>行政・民間サービス等の利用時</u>に活用</p>	手続概要	<p>1. 制度対象である二人が、知事に対して、必要書類を添えて、パートナーシップの関係にあることを届出</p> <p>2. 知事は、届出がされたことを証明する受理証明書を発行</p> <p>3. 受理証明書は、<u>県の行政サービスの利用時等</u>に活用</p>
届出手続	<p>原則、電子申請や郵送で届出可</p> <p>※ 本人希望により、対面による届出も可</p>	届出手続	<p>原則、電子申請や郵送で届出可</p> <p>※ 本人希望により、<u>県庁又は周辺施設(神戸市中央区)にて</u>対面による届出も可</p>

修正前		修正後	
(P5)	<p><u>届出者が利用可能な行政サービスについて、関係部署や市町との調整を行います。また、パートナーシップ制度に対応した民間サービスの提供もあります。</u></p> <p><行政サービス例> 公営住宅への入居申込み、公立病院での面会 等</p> <p><民間サービス例> 賃貸住宅の入居、携帯電話の家族割サービスの利用 等</p>	(P5)	<p><u>届出者が利用可能な県の行政サービスがあります。市町の行政サービスの提供については、市町の理解・協力を得ながら調整・連携を図ります。また、民間サービスの提供もあります。</u></p> <p><行政サービス例> 公営住宅への入居申込み、公立病院での面会 等</p> <p><u>※ 災害時に、二次避難所や仮設住宅への入居に利用できるように調整・連携を図ります。</u></p> <p><民間サービス例> 賃貸住宅の入居、携帯電話の家族割サービスの利用 等</p>